整理番号	年度	番号
金坯留力	0 1	4 5

時 期	令和元年12月16日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	教育委員会事務局 管理部 教育企画課
項目	学校園に対する現地調査等について

平成29年度に発生した学校徴収金横領事件を受け、教育企画課が各学校園に対して行った学校徴収金の全校一斉調査においては、資金の流れに不正な取扱いにつながる記録は確認されなかったものの、宝塚市立学校園徴収金取扱要綱(以下「要綱」という。)に反する事例が見受けられ、同年に行った決算審査において、「今後、調査が完了次第、各校へ改善事項等を示すとともに、現行の要綱の見直しの検討を始める予定である。」旨の説明を受けたところです。

このことを踏まえ、今回、監査対象となった学校園における学校徴収金の取扱状況を確認したところ、出納簿が作成されていない、学校徴収金を通帳ではなく現金管理しているなど、いまだに要綱に反した運用が行われている事例が発見されました。

監査結果 (意見等) の内容

所管課による学校園に対する現地調査については、6年周期で行う計画となっていましたが、調査票に基づき行われた調査結果については指摘事項は口頭で指導するのみとなっており、指摘内容の文書での改善要求、改善状況の確認までは行われていませんでした。また、要綱の見直し状況については、「現地調査を通じて要綱の見直しの洗い出し及び整理に取り組んでいく。」旨の説明を受けましたが、事件発覚から2年経過した現在においても、要綱の見直しの洗い出し及び整理が完了していない状況であることについては、不正を防ぐ体制づくりが完了していないと考えざるを得ず、今後も同様の事件が発生する余地が残されているのではないかとの懸念を抱かざるを得ません。

今後、所管課においては速やかに要綱の見直しの洗い出し及び整理を行い、学校園において不正が起こらない体制づくりに努めるとともに、要綱に基づく運用が各学校園で適切に行われているか、指摘した内容が確実に改善されているかについても、現地調査等において適宜確認するよう努めてください。

令和2年3月16日 措置通知

努めていきます。

※措置結果又は方針の内容(時期・

内容等)

学校園徴収金の現地調査にあたっては、要綱で規定する徴収金以外の学校園で取り扱うお金の流れを把握しておくなど一定の経験と知識が必要であるところ、これまで事務局内でそのノウハウの蓄積がなかったため、現地調査での指摘が不十分であったことを踏まえ、今年度の現地調査を行うにあたり、調査のポイントなどを整理し事前に共有した上で実施するなど、調査体制の構築を進めました。今後、調査マニュアルを整備し、学校園に対して継続的に適切に指導できる体制を構築し、要綱に基づく適切な運用を徹底することで再び不正が起こらないよう

整理番号	年度	番号
登 基份 5	0 1	4 6

時 期	令和元年12月16日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	教育委員会事務局 管理部 教育企画課
項目	老朽改修工事に伴う物品移動に係る運搬費について

所管課においては、学校園における老朽改修工事の際、運送業者に運搬料を支払い、物品移動を行っていますが、平成30年度における物品移動に係る支出状況 (10万円以上) は次表のとおりとなっていました。

(単位:円)

起票日	件名等	決定業者	支出額	見積書徴取業者
R1. 7. 3	老朽化工事に伴う物品移動(幼稚園)	A社	172, 800	A社、B社
R1. 7. 3	老朽改修工事に伴う物品移動(御殿山中)	B社	594, 000	A社、B社
R1. 7. 3	老朽改修工事に伴う物品移動(売布小)	B社	675, 000	A社、B社
R1. 7. 3	老朽改修工事に伴う物品移動(小浜小)	B社	180, 360	A社、B社
R1. 7. 3	老朽改修工事に伴う物品移動(西山小)	B社	345, 600	A社、B社
R1. 7. 3	老朽改修工事に伴う物品移動(安倉北小)	A社	356, 400	A社、B社

見積書の徴取を2者のみにしている理由について、「複数の学校園の物品移動に同時に対応でき、過去学校園での同様の物品移動の実績がある2者に見積りを依頼した。」旨の説明を受けましたが、契約を学校園ごとに締結しているのであれば、複数の学校園の物品移動に同時に対応できる必要はなく、また、過去の物品移動の実績を要件とすることについては、依頼業者の固定化につながり、価格の競争性が働かなくなる可能性があると考えます。

監査結果 (意見等) の内容

さらに、一括発注の可否についても、「老朽改修工事については、補助金が下りなかった場合や、入札が不調になれば工事が延期され、直前で内容に変更が生じることも考えられるため、工事に付随して発生する物品移動作業については一括して発注することが難しいと判断している。また、物品移動の作業は同日同時間帯に一斉に行われるため、必要な人件費や機材は変わらず、一括発注した場合の経済的メリットを得ることができない。」旨の説明を受けましたが、一括発注による経済的メリットを得ることができないと判断するならば、個々の契約において経済性を確保できるよう、なるべく多くの業者から見積書を徴取することを検討すべきではないかと考えます。

地方自治法第2条第14項においては、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされていることを念頭に、今後、所管課においては、最少の経費で事務を処理することができるよう、現在の契約金額の妥当性を再度検証し、経済的合理性を満たす契約方法となるよう検討してください。

※

令和2年3月16日 措置通知

措置結果又 は方針の内 容(時期・

令和2年度の学校園老朽改修工事における物品移動につきましては、3者以上の業者から見積書を徴取し、経済的合理性を満たす契約となるよう事務を行います。

内容等)

整理番号	年度	番号
金柱田力	0 1	4 7

時 期	令和元年12月16日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	教育委員会事務局 管理部 施設課
項目	学校園コンクリートブロック塀改善工事について
監 査 結 果 (意見等) の内容	平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震による学校のブロック塀の倒壊事故を受け、本市においてもブロック塀等の安全点検等状況調査を実施し、改善工事を実施しています。 安全点検等状況調査結果に基づくブロック塀等の劣化の状況等に応じ、国の臨時特例交付金や緊急防災・減災事業債を活用し改善工事を実施することとなりますが、このうち、国の交付金の対象となる工事については、令和元年度中に工事を完了することが義務づけられています。 しかしながら、本年11月末現在の改善工事実施状況については、対象校園35校園のうち、工事実施済みは小学校が1校、中学校が1校、幼稚園が1園の計3校園と、小学校2校で一部分の工事が完了しているにとどまっています。このことについて所管課から、「タイトなスケジュールではあるが、国の交付金対象の工事は本年度内の工事完了が必須であるので、なんとか年度内に完了させる予定である。」旨の説明を受けました。 児童、生徒や近隣の住民の安全確保のため、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改善工事は、早急に実施することが求められます。 併せて、国の交付金の関係もあることから、厳しいスケジュールではあることは理解できますが、所管課においては本年度内に確実に工事を完了するよう努めて

令和2年3月16日 措置通知

ください。

※措置結果又は方針の内容(時期・内容等)

令和2年2月14日現在、逆瀬台小学校、宝梅中学校、光ガ丘中学校について、 複数回にわたる入札不調の結果未契約となっており、宝梅中学校、逆瀬台小学校 については、今年度中に再度入札を行います。それ以外の学校園については、全 て契約を完了し、令和元年度内に竣工を予定しています。

未契約の3校については、交付金対象外事業のため国交付金の確保への影響はありませんが、今後の入札状況に応じて令和2年度への繰越実施も視野に入れつつ、児童、生徒や近隣住民の安全確保のため、早期の工事完了に努めます。

整理番号	年度	番号
金柱田力	0 1	4 8

時 期	令和元年12月16日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	教育委員会事務局 管理部 施設課
項目	小学校・中学校のトイレ洋式化について

家庭のトイレの洋式化が進んでいることや、学校が災害時の避難場所となることから学校のトイレの洋式化が求められています。

本市においても、学校のトイレの洋式化を進めていますが、平成31年3月末現在、本市の市立小・中学校のトイレの洋式化率は、小学校平均が63.7%、中学校平均が62.5%、小・中学校合わせた平均が63.3%という状況です。また、トイレの整備に当たり、全てのトイレを洋式化するのではなく、一部、和式を残すこととしており、現在は、洋式化率90%を目標としています。

また、平成31年3月末現在の個々の学校の洋式化率の状況をみると、小学校で、最も低い学校が40.9%、最も高い学校が100%、同様に中学校で、最も低い学校が30.2%、最も高い学校が100%と、かなりの差が生じています。

さらに、阪神間各市の市立小・中学校の整備状況(平成31年4月1日現在)は、 次表のとおりとなっており、阪神間各市においては中位に位置しています。

(%)

市名	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	川西市	三田市
洋便器率	55.8	45.0	72.1	82.1	63.3	66.5	45.4
方針 ※	1)	2	1)	1)	1)	3	2

監査結果 (意見等) の内容

- ※ トイレ整備に対する教育委員会の方針
- ①おおむね洋便器(洋式化率約90%以上)
- ②各階に1個程度和便器を設置し、他は洋便器(洋式化率約80%以上)
- ③各トイレに1個程度和便器を設置し、他は洋便器(洋式化率約60%以上)
- ④洋便器と和便器を概ね半々に設置(洋式化率約50%)
- ⑤その他(明確な方針がないなど)

所管課では、国の学校施設環境改善交付金を活用し、計画的に工事を実施しており、現時点では令和6年度の完了を目標としています。今後の交付金の確保見込について、所管課から、「トイレの整備については、国は、学校施設の防災機能の強化策として、『防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策』において、平成30年度から令和2年度までの3か年に集中的に実施することとしており、令和3年度以降に交付金の対象となるかどうかについて不透明な部分がある。」旨の説明を受けました。

トイレの整備にあたっては、多額の費用を要することから、国の交付金の確保は 重要となります。施工業者の確保などを考慮すると前倒しの実施は困難との説明 も受けましたが、交付金の状況や学校間における進捗率の差、阪神間各市の整備状 況も踏まえ、計画期間内におけるできる限り早期の整備を目指し取組を進めてく ださい。

令和2年3月16日 措置通知

※措置結果又は方針の内容(時期・内容等)

学校トイレ洋式化事業については、令和元年度に11校で工事、3校で修繕を 実施し、令和2年2月14日現在、小中学校の洋式化率は67.3%となっています。 令和2年度にも、今年度までに設計が完了している6校全てについて、令和元年 度中に国交付金を確保しています。

現状、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」による優遇措置は令和2年度までであることから、より有利な財源の確保に努め、トイレ洋式化率の早期向上に努めていきます。

 年度
 番号

 整理番号
 01
 49

時 期	令和元年12月16日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	教育委員会事務局 管理部 学事課
項目	奨学基金について
監 査 結 果 (意見等) の内容	本市では、経済的理由により修学が困難な高校生及び大学生を対象に、奨学金の給付や貸付けを行っています。この修学資金に要する資金に充てるために、昭和41年に宝塚市奨学基金(以下「奨学基金」という。)が設置されました。奨学基金は、設置された当時は利子運用型の基金でしたが、平成25年12月に条例が改正され、基金は予算に計上して処分することができることとなりました。条例改正後の奨学基金の活用状況について確認したところ、「条例改正後も取り崩して活用した実績はなく、奨学金の給付や貸付けは一般会計からの支出のみで行っている。」旨の説明を受けました。 また、ホームページ上では「宝塚市奨学基金寄附のお願い」との記事を掲載し寄附を呼び掛けていますが、とりわけ平成26年度と平成27年度に3,000万円ずつ採納された合計6,000万円という高額の寄附金を奨学基金に積み立てているものの、現在に至るまで一度も活用されていない状況です。令和2年4月からは、低所得者世帯の学生を対象にした大学などの高等教育無償化が始まることにより、本市の奨学金を必要とする人の減少が見込まれます。兵庫県にも類似制度がある中で、本市の奨学金制度の在り方については根本的に検討する時期に来ていると考えます。また、奨学基金に寄附をされた方の意向も踏まえ、基金の適切な活用方法についても早急に検討してください。

\•/	
*	<u>令和2年3月16日 措置通知</u>
措置結果又	令和2年4月より始まる高等教育の無償化に加えて、兵庫県の奨学金制度が充
	実してきていることから、現行の奨学金制度(高校生対象の給付と高校生・大学
は方針の内	生対象の貸付)を廃止する予定としています。
☆ /n±+#□	
容(時期·	また、奨学基金の活用方法についても寄付者に現状を説明し、意向を踏まえた
内容等)	上で、今後の活用方法を検討していきます。

整理番号	年度	番号
	0 1	5 0

時 期	令和元年12月16日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	教育委員会事務局 管理部 学事課
項目	学校保健管理指導委託について
本市では、宝塚市医師会を委託先として、宝塚市立学校園の学校保健全般に関する管理・指導、学校定期健康診断についての検討を委託しています。	
	1 2 1 た 22 ~ エン の ことが た 上 ウェ ウン と 川 学 中 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

監 査 結 果 (意見等)

の内容

しかしながら、委託の詳細な内容を定めた仕様書は作成されておらず、業務委託 完了後の実施報告書の提出も受けていませんでした。委託料の積算根拠を見てみると、定期健康診断説明会等出務@22,590円×29人=655,110円、学校事故や伝染病等の発生にかかる協議35,000円、消費税55,208円の合計745,318円となっており、全額人件費で占められています。契約書に添付された事業計画書を見ると、学校保健定期健康診断説明会、学校保健会総会・理事会、宝塚市立学校結核対策委員会などとなっており、これらは実質的に医師の出席に対する報酬であると考えます。

また、本委託により医師が出席している学校保健会総会・理事会は、市が宝塚市 学校保健会に委託している学校保健会事業運営委託業務の中で学校保健会が行っ ている事業内容であり、委託業務の中に別の委託業務が入り込んだ形になってい ます。

本委託は全額人件費で構成されていますが、報酬とするなら消費税は発生しないのに対し、これを委託とすることで消費税を発生させることが果たして適切か、所管課において検証が必要ではないかと考えます。また、委託という形が妥当かどうかについても検証し、業務の内容と範囲について整理を行ってください。

令和2年3月16日 措置通知

*

措置結果又 は方針の内 容(時期・

内容等)

学校保健管理指導委託業務について、宝塚市医師会へ今年度の当該委託業務に 係る実施報告書の提出を求めるとともに、次年度の委託業務に向けて仕様書を作 成します。

学校保健管理指導委託業務の内容、範囲の整理については、定期健診検討会や 結核対策委員会等の会議への出席に対する費用のほかに、学校事故や伝染病の発 生にかかる随時協議にかかる費用も含まれています。

さらに、宝塚市学校保健会総会・理事会への出席業務についても本委託業務に 含まれていますが、これは宝塚市医師会との協議の上、当該業務を委託してきた 経緯があり、今後、医師会との協議や宝塚市学校保健会への意見提案を行いなが ら整理していく必要があると考えています。

整理番号	年度	番号
	0 1	5 1

時 期	令和元年12月16日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	教育委員会事務局 管理部 学校給食課
項目	学校給食における異物混入について
監 査 結 果 (意見等) の内容	本市の学校給食における異物混入の発生件数は、平成28年度20件、平成29年度22件、平成30年度19件と横ばいで推移しています。 異物混入は、一度でも健康被害が発生すると学校給食への信頼が大きく失われることになるため、そのリスク管理が重要となります。その対応については、所管課作成の「学校給食異物混入対応マニュアル」(以下「マニュアル」という。)に基づき行われていますが、各学校に対する定期的な点検までは実施できていない状況となっていました。マニュアルの履行状況について点検を行わなければマニュアルが形骸化してしまう恐れがあるため、チェックリストを作成し各学校から定期的に提出を求める、納入業者に対して適宜立入検査を行うなど、適切なマニュアル運用に努めてください。 また、異物混入の多い納入業者に対する措置として、「他の業者と比べて異物混入の事案が多い業者については、強く指導している。」旨の説明を受けましたが、その基準について明確には定められていませんでした。これでは恣意的な運用がされる危険性があり、納入業者を変更する場合等の運用基準を定めておく必要があるのではないかと考えます。
	さらに、健康に影響を及ぼすと判断される異物混入の場合について、同マニュア ルでは「思物温みにより、絵食提供を中よりを提合は、光月中に保護者に対して立

ルでは「異物混入により、給食提供を中止した場合は、当日中に保護者に対して文 書により報告すること。」とされていますが、健康に影響を及ぼす可能性が低いと 判断され、給食提供を中止しなかった場合、また、異物混入の原因が特定できない 場合であっても、保護者等外部に対し内容の公表を行うなど情報公開を徹底する ことで、学校給食の透明性が確保できるのではないかと考えます。

所管課においては、適切なマニュアルの運用、納入業者に対する適切な指導及び 異物混入発生時の情報公開等により、学校給食の安全性及び透明性の確保に努め てください。

措置結果又 は方針の内 容(時期・

内容等)

※

令和2年3月16日 措置通知 学校給食における異物混入防止について、「学校給食異物混入対応マニュアル」 に基づいた取組が実施されているか点検するため、チェックリストを作成し令和 2年2月から各学校に学校給食課職員が立入検査を開始しました。令和2年度以 降も継続して実施していきます。

また、異物混入が生じた場合の納入業者に対する措置について、契約期間中に 異物混入の事案が生じた場合、顛末書の提出や学校給食課職員が製造工場などに 立入検査の実施することなどの基準を令和2年度より契約書内に記載することと しました。

混入した異物が健康に影響を及ぼす可能性が低いと判断される異物の場合、ま た、原因が特定できない場合について、児童生徒及び保護者が学校給食に不安を 抱くことがないよう情報公開の方法を検討していきます。

整理番号	年度	番号
	0 1	5 2

時 期	令和元年12月16日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課・青少年センター共通
項目	令和元年6月8日の市立中学校管理下重大事故時の対応について
監 査 結 果 (意見等) の内容	令和元年6月8日に発生した市立中学校管理下重大事故における中学校の初期対応については、「本市の「事件・事故対応基本マニュアル(学校版)」に沿って行った。」旨の説明を受けましたが、このマニュアルのなかで「市教委対応」として挙げられている「対応マニュアル」及び「対策本部の設置」については、手続方法等の策定がなされていませんでした。 また、宝塚市教育委員会の対応については、「文部科学省の「学校事故対応に関する指針」に沿って進めている。」旨の説明を受けましたが、この指針では「学校、学校の設置者、各地方公共団体等においては、それぞれの学校の実情に応じ、本指針を参考として、危機管理マニュアルの見直し・改善を図り、事件・事故災害の未然防止とともに、事故発生時の適切な対応が行われるよう、事故対応に関する共通理解と体制整備を図ることが必要です。」とされており、このことに鑑みるに、この指針を参考として宝塚市教育委員会としての対応マニュアルを事前に作成しておくことが必要だったのではないかと考えます。対応マニュアルを整備しておかなければ、事件・事故対応を適切に行うことは困難であると考えます。事件・事故発生時に対策本部の設置を含めた迅速な初動体制の構築を図るとともに、インターネット上の書き込みへの対応など、きめ細やかで丁寧な対応ができるよう、宝塚市教育委員会の事件・事故対応マニュアルの作成を行ってください。

※

令和2年3月16日 措置通知

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等)

事件・事故の未然防止とともに、事故発生時の迅速な初動体制や適切な対応を 行うため、宝塚市教育委員会の事件・事故対応マニュアルを、できるだけ早期に 作成します。

整理番号	年度	番号
金柱留り	0 1	5 3

時期	令和元年12月16日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課
項目	委託による事業実施について

事業委託の実施状況について確認した結果、以下の委託契約について問題が見られました。

(1) TAKARAっ子いきいきスクール推進事業委託

開かれた信頼される学校園づくり、躍動感あふれる学校園づくりを推進すること、子ども達に自ら学び自ら考える力を育成する特色ある教育、魅力ある学校園づくりを推進することを目的に、市内各学校園単位で設置されているTAKARAっ子いきいきスクール推進委員会(各校園長が会長)との間で委託契約(特名随意契約)を結んでいるもの。

(2)「トライやる・ウィーク」推進事業委託

生徒たちに時間的、空間的なゆとりを確保し、地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した様々な活動や体験を通して豊かな感性や創造性などを自ら高めたり、自分なりの生き方を見つけることができるように支援することを目的とした事業であり、市内各中学校に設置された「トライやる・ウィーク」推進委員会(各校長が会長)との間で委託契約(特名随意契約)を結んでいるもの。

まず、(1)、(2) のいずれも契約書中に業務内容について明確に規定した業務 仕様書の添付がありません。(1) では「TAKARAっ子・いきいきスクール」 推進事業計画書、(2) では地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」活動計画書と、 それぞれ受託者の作成した計画書が添付されており、これが業務仕様書の代わり となっています。

監査結果 (意見等) の内容

また、業務の委託にあたって委託積算書も作成されておらず、(1)、(2) 共に 学級数に応じて委託額が決まる形となっています。通常、業務を委託する場合、市 が委託したい業務を業務仕様として明確に規定し、その仕様に沿って委託料を積 算するのが一般的ですが、(1)、(2)では、受託者が提出した事業計画書がその まま契約書に添付され、委託料も計画内容とは無関係に算出されています。以上の ような状況から、(1)、(2)いずれも、相手方からの申請が一定の要件を満たし ていれば、決まった額の助成を行う補助事業に近い印象も受けます。委託事業の内 容について精査し、より適正な事業執行となるよう努めてください。

さらに、委託料に関しては、(1)、(2) 共に契約書中に精算の規定が設けられており、委託事業に要した経費を除き、残額が出れば市に返還することとなりますが、実績報告に記載された支出内容を見てみると、中には委託事業に要したものかどうか判断が難しいものもあります。また、委託料額と同額を支出したとして残額0円と報告している学校園や、残額が0円に近い報告も多く見られ、委託料の使い切りを目的とした執行が行われていないかが懸念されます。特に(2)においては、実績報告において報告のあった主な活動期間以外の領収日が記された多額の物品購入の領収書等が添付されているケースも見られます。所管課が行う説明会等において、使い切りを意図した執行、委託事業に不必要な執行は行わないよう注意喚起を行っているとのことですが、引き続き委託事業に資する経費にのみ委託料を支出するよう周知を徹底してください。

※

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等)

令和2年3月16日 措置通知

令和2年度は、当初予算の編成が終了しているため、例年通り委託で当該事業 を実施し、指摘のあった仕様書と積算書も作成するものとします。

令和3年度については補助金形式も含めて検討していきます。

なお、予算の使い切りが疑われるような執行や目的外の支出がされないように引き続き事業説明会で注意喚起を行っていきます。

整理番号	年度	番号
金 生 田 ケ	0 1	5 4

時 期	令和元年12月16日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課
項目	対外課外活動参加補助金及び中学校部活動支援補助金について

対外課外活動参加補助金は、市立中学校に活動の拠点がある部活動に参加する 生徒が、予選を経て出場する県大会以上の運動競技大会、音楽コンクール等の対外 課外活動に参加することに要する経費について、補助対象経費上限100万円の2分 の1を限度に予算の範囲内で補助するものです。

中学校部活動支援補助金は、中体連市内大会(宝塚市中学校体育連盟の主催する大会をいう。)、北摂大会、阪神大会等の運動競技大会や、教育委員会が認める音楽コンクール並びにその他教育委員会が認める大会及び文化系部活動の実施する研修事業等に参加することに要する経費について、1部活動あたりの補助対象経費上限3万円の2分の1を限度に予算の範囲内で補助するものです。

両補助金の補助対象経費は、対外課外活動参加補助金は予選を経て出場する運動大会や音楽コンクールへの参加に要する経費、中学校部活動支援補助金は中体連市内大会、北摂大会、阪神大会等の運動競技大会並びに音楽コンクールや、文化系部活動の実施する研修事業等への参加に要する経費であり、主に参加する大会等の規模や主催者等によってどちらの補助金を活用するかが区別されています。しかしながら、対外課外活動参加補助金の交付基準には、補助金の交付対象として西谷中学校生徒が参加する市内中学校の各種大会も挙げられており、西谷中学校生徒が市内中学校の各種大会に参加した場合は、対外課外活動参加補助金、中学校部活動支援補助金の何れでも交付申請が可能であるように解釈できます。二重交付等を防止する意味でも交付対象の整理が必要と考えます。

監査結果 (意見等) の内容

また、中学校部活動支援補助金交付要領(以下「交付要領」という。)には、補助の対象となる者は大会等の登録メンバーであり、補助対象経費となるのは大会等参加負担金及び関係団体への加盟、登録料、会場使用料、交通費、運搬費と記されています。つまり中学校部活動支援補助金は、生徒が部活動に参加する際に要した交通費等の一部を助成するための補助金であると解されます。学校から提出された実績報告書を見ても、報告された補助対象経費の8割以上が生徒が大会等参加の際に負担した交通費となっています。

市から各学校長あてに交付された中学校部活動支援補助金が、どのような形でいくら生徒の手に渡ったのか所管課に確認したところ、学校側にそこまでの報告は求めておらず、生徒への交付金額や交付方法については把握できていない状況となっていました。また、中学校部活動支援補助金は、各中学校長の申請に基づいて各学校に交付された後、学校内の各クラブの顧問に配分されるケースが多いように見受けられ、各校、各クラブによって生徒への交付金額や交付方法に差があることも考えられます。

所管課においては、学校現場において中学校部活動支援補助金がどのように執行されているのか早急に把握し、必要に応じて実績報告の書式や交付要領等を見直すなど、補助金の執行状況が明確となるよう補助金交付事務を整理してください。

令和2年3月16日 措置通知

※措置結果又は方針の内容(時期・内容等)

西谷中学校への補助について、対外課外活動参加補助金においては、同中学校が市内中学校の各種大会に参加する場合は、「阪急田園バス 西谷小学校前から JR 武田尾駅」までの往復交通費に限り補助対象としています。よって同じ大会であっても中学校部活動支援補助金において「JR 武田尾駅〜大会会場」までの交通費や大会参加費を計上していたとしても二重交付にはなりません。しかしながら、二重交付をすることのないよう徹底して確認していく必要があると考えています。

学校現場において中学校部活動支援補助金がどのように執行されているかについては、現在、学校へ調査を依頼しているところです。その結果をとりまとめ、必要に応じて実績報告の書式や交付要領等を見直すなど検討する予定です。

整理番号	年度	番号
歪埋留 夕	0 1	5 5

時 期	令和元年12月16日 報告		
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他		
担当課	教育委員会事務局 学校教育部 教育研究課		
項目	備品管理について		
	今回の監査に際し、備品マスタ上管理する備品全2,112点から5点を抽出し、所		
	在の確認を行いましたが、実査時点では5点ともその所在が確認できず、後日5点		
	中2点については備品マスタ上の所在場所と異なる場所に設置されていることが		
	判明しました。		
	また、日を改めて重要物品(取得価格又は評価額100万円以上の備品)15点の所		
在を確認しましたが、うち1点の所在は確認できませんでした。			
	所管課からは、「所管備品数は2,112点もあり、一度に突合することは事実上困難		
監査結果	である。」旨の説明を受けましたが、所管課の物品管理者が会計管理者へ提出して		
(意見等)	いる平成30年9月末現在の物品現在高調査結果では「全て備品マスタと保管備		
の内容	品と一致し不一致等は無し」と報告されていました。会計課長からは「公金により		
	物品の購入が行われていることを再認識し、物品現在高調査を実施するよう」通知		
	されています。また、重要物品については、「この調査の結果は、決算審査資料と		
	して扱うほか、事務報告書の基礎資料にもなりますので、正確な処理をお願いしま		
	す。」と通知されています。しかしながら、物品調査を十分行わないまま報告書を		
	提出していることは、物品管理者としては大きな問題があると考えます。		
	早急に備品の所在を確認の上必要な手続を行う等、適切な備品管理に努めてく		

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等) ださい。

令和2年3月16日 措置通知

教育総合センターの3課(教育研究課・教育支援課・青少年センター)で、備品の点検方法の見直しを行い、令和元年12月から令和2年2月7日までに、館内の備品の現有調査を行いました。現在、その結果を基に備品台帳上で、備品登録漏れ、備品設置場所の変更等を進めています。令和元年度中に、備品台帳の修正を完了し、備品の譲渡、故障や老朽化に伴う廃棄などを行います。会計管理者へ教育研究課所管の物品現在高調査の報告を行うとともに、今後、備品の適切な管理に努めます。

整理番号	年度	番号
金色田ク	0 1	5 6

時 期	令和元年12月16日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	教育委員会事務局 学校教育部 教育支援課
項目	学校園カウンセリング講座及び教育支援・教育相談講座の受講状況について

教育相談事業の1つである「学校園カウンセリング講座」は、幼児、児童生徒の 心や行動を理解するため、教育支援課の教育相談員を講師とし、教員の資質向上や カウンセリングマインドの育成を図ることを目的に年1回開催されていますが、 参加者数の推移は次表のとおりとなっていました。

	H27	H28	H29	Н30	R01
参加人数	7	11	17	11	21

この事業効果について確認したところ、「不登校に悩む学校現場にとって、教育相談員による講座は一定したニーズがあり、今回の講座では、教育相談員の講話から不登校について学んだりすることでそれぞれに視野が広がり、深く新たな学びがあった。今後、広報の方法を工夫し、更に広く周知していきたいと考えている。」旨の説明を受けました。

監査結果 (意見等) の内容 また、同じく教育相談事業の1つである「教育支援・教育相談講座」は、地域と 学校、家庭が、ともに子どもを見守り育んでいけるよう、子どもの心理や発達をど のように捉え対応すればよいのかを考えることを目的に年1回開催されています が、参加者数の推移は次表のとおりとなっていました。

	H27	H28	H29	Н30	R01
参加人数	22	15	6	5	25

この事業効果について確認したところ、「仕事や子育てで忙しい中でも、「ぜひ聞きたい」、「語りたい」というテーマが重要であると考え、毎年タイトルを工夫しており、参加された方々からは異口同音に「来て良かった」という感想をもらっている。今回、広報の方法を工夫したことで、参加人数が増加したため、今後も効果的な広報について検討していく。」旨の説明を受けました。

しかしながら、いずれの講座もそれぞれの対象者数に比して参加者数が非常に少なく、事業効果については疑問を抱かざるを得ません。所管課においては、参加者が少なくなっている理由について、他の講座と内容が重複していないか、ニーズのある講座内容となっているか等の分析を行い、その分析を基に講座内容等を見直した上で、より効果的な広報活動を行うよう努めてください。

令和2年3月16日 措置通知

学校園カウンセリング講座は、以下のテーマを掲げて実施してきました。

平成 27 年 「『学校に行きたいけれど行けない』と訴える子どもたち~事例 から見えてくるもの~」

平成28年 「学校生活において困り感を持つ子どもたち~事例を通して理解 する~」

平成29年 「不登校について考える~パルってどんなところ?~」

平成30年 「不登校について考える~パルってどんなところ? (Part II)~」

令和1年 「不登校の現在」~みんなで話しませんか~

講師は教育支援課の教育相談員、対象は教職員、教育委員会職員で、座談会のような形式をとっています。昨今の長期欠席児童生徒数の増加、不登校を取り巻く環境の変化という状況を踏まえ、ここ数年は不登校の話題を取り上げていることが多いです。参加者が事例を持ち寄りながら、日頃困っていることや疑問に思っていることを気軽に述べ合い、教育相談員が心理面からの切り口で助言する少人数ならでは可能な内容です。一人一人が発信することに意味がある会であると捉えていますので、講義形式のような大人数は適しません。しかしながら、年によっては一桁の時もあり、不登校の子供の対応に困っている教職員は上記数以上いると考えられますので、広報について管理職から直接周知してもらうなど、もう少し工夫すれば、一定数以上の参加が見込まれると思われます。

※措置結果又は方針の内容(時期・内容等)

教育支援・教育相談講座は、以下のテーマを掲げて実施してきました。

平成27年「思春期の子どものこころ~子どものサインをどうみるか~」

平成28年「子どもの発達をどうみるか」

平成29年「がんばらない子育てを考える」

平成30年「子育て、子育ちについて語ろう! ~子どもの気持ちの理解に向けて~!

令和1年「子どもの主張をどう受け止めるか ~1 歳半、3 歳、5 歳…そして 思春期~」

こちらも、講師は教育支援課の教育相談員、対象は広く子どもを持つ保護者で、 座談会のような形式をとっています。教育相談員が、相談の中で必要性を感じた ことを毎年テーマに掲げています。参加者からは「来てよかった」という感想を いただきますが、座談会のような形式とはいえ、こちらも一桁の年があったこと は、せっかくの良い内容を多くの方に享受してもらう機会を保障しきれなかった という反省はあります。座談会が成り立つ人数をどのようにコントロールするか は難しい問題ですが、今年は他課の協力も得て、比較的適度な人数の参加があっ たと捉えており、来年度以降は今年の成果を踏まえて、徐々に広報する機会を増 やしていく予定です。

他課主管の子育てについて学んだり、子どもの心を理解する講座

(1) 教育研究課 教育シンポジウム

テーマ:これから望まれる学校教育と家庭教育

対象:教職員、PTA、市民、教育委員会職員

形式:基調講演、パネルディスカッション

(2) 教育研究課 現職研修会

対象: 教職員、教育委員会職員

形式:講義

テーマ1:子どもの心理解

・「こどもの SOS を受け止めるために」(ゲートキーパー)

・「トラブルを未然に防ぐ法的対応」

テーマ2:特別支援教育

・「2次障碍の問題をいかに防ぐか」

・「読み書きへの配慮が叶えるもの

~保護者から見た学習障碍のリアル~」

(3) 教育研究課 心の教育講演会

テーマ:学校・家庭・地域で育む教育

対象: 教職員、PTA、市民、教育委員会職員

形式:講演

(4) 青少年センター 子どもの心を理解する講座

テーマ:親自身が子育ての指針を築く手助けをする。地域での親の相談相

手を増やし、地域や家庭の教育力を高める。

対象:保護者と育成関係者等

形式:講義

(5) 子育て支援課 怒鳴らない子育て講座

テーマ:ペアレント・トレーニング 前向きなしつけの方法を練習する

対象: 3歳から小学生の宝塚市在住の保護者

形式:研修、ロールプレイなど含む

(1)~(4)については、すべて講義・講演形式で、自分たちの悩みを出し合い話し合う機会にはなりにくく、(5)も、しつけの方法に焦点を当てているので、教育支援課が実施している二つの講座とは、重複しないと考えます。

課題は一定の人数が継続して集まることで、上記に挙げたことを実施し、市民 のニーズに応えられるようにしていきます。

整理番号	年度	番号
金柱田力	0 1	5 7

時 期	令和元年12月16日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	教育委員会事務局 学校教育部 青少年センター
項目	青少年補導員記章について
監 査 結 果 (意見等) の内容	青少年補導員記章(以下「記章」という。)の取扱いについては、「青少年補導員記章取扱要綱」(以下「取扱要綱」という。)に定められていますが、この要綱の運用状況を確認したところ、平成28年度末に補導委員から回収できた予備を含む記章275個については青少年センター所長保管とし、鍵のかからない格納庫にそのまま保管され続けている状態となっていました。回収を行った平成28年度末時点においても、同要綱様式第1号(7条関係)「青少年補導員記章登録原簿」に基づく台帳管理がなされておらず、回収当時、亡失又は遺失があったかどうかもはっきりしない状況になっていました。このことについて所管課から、「現在は、記章の代わりに補導委員証で代用をしている。」旨の説明を受けましたが、補導委員証に押印されていた宝塚市教育委員会印は、青少年補導委員の委嘱状に対する公印使用許可に使用されていたものをそのまま使用しており、また、補導委員証に対する決裁や公印使用許可は行われておらず、発行簿での管理も行われていませんでした。記章及び補導委員証については、万が一にも悪用されることのないよう、より慎重で厳重な取扱いが必要です。記章については、今後使用しないのであれば、取扱要綱の廃止及び適切な方法による記章の処分を検討してください。また、補導委員証については、発行の根拠について整理した上で発行簿等管理台帳による管理を行うなど、適切な取扱いに努めてください。

※

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等)

令和2年3月16日 措置通知

青少年補導委員記章並びに青少年補導員記章取扱要綱については、令和2年3 月末までに、廃止を予定しています。

また補導委員証については、宝塚市青少年補導委員設置規程を一部改正することで、発行の根拠を明文化し、番号等について台帳管理を行います。

整理番号	年度	番号
登 生留 万	0 1	5 8

時 期	令和元年12月16日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	教育委員会事務局 社会教育部 社会教育課
項目	文化財保護事業について
監 査 結 果 (意見等) の内容	本市では、中山荘園出土の四(よん)区画(くかく)袈裟(けさ)襷(だすき)文(もん)銅鐸(どうたく)2口や西谷の堂坂(どうさか)遺跡(いせき)出土の古銭約37万枚・壷7個など市内各所で多数の遺物が出土しています。これらのうち博物館等で所有、保管されているもの以外の出土遺物については、以前は旧市立中山桜台幼稚園内の倉庫に保管されていましたが、平成30年度からは、市立小浜宿資料館及び市立宝塚自然の家体験学習室に移転し、鉄・木製品・土器等に分類し、約400箱のコンテナで保管されています。しかしながら、市立小浜宿資料館及び市立宝塚自然の家体験学習室は、文化財専用の施設ではないため、出土された文化財の整理を行う専用の作業場や保管設備等がなく、十分な管理体制ができていない状況となっています。また、阪神間各市の専用施設の状況及び埋蔵文化財担当の職員数を比較すると、専用施設がないのは本市のみであり、埋蔵文化財担当の職員数を比較すると、専用施設がないのは本市のみであり、埋蔵文化財担当の職員を配置している中、本市は平成29年度に採用された正規職員(学芸員)1人のみの配置となっています。今後、膨大な数量の遺物の整理作業を、職員1人だけで行うのは困難であり、人材の確保についても検討する必要があると考えます。本市の厳しい財政状況の中、また、本年7月に作成された「宝塚市公共施設(建物施設)保有量最適化方針」において、今後、公共施設の保有量を削減する方向性が打ち出されている中で、新たな施設を建設することは極めて困難な状況にあることは理解できますが、利用されていない施設の活用なども含め、専用施設の整備について検討する必要があるのではないかと考えます。加えて、出土遺物については、市民の貴重な財産であることから、積極的に公開

令和 2年 3月16日 措置通知

※

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等) 出土された文化財の整理を行う専用施設の整備については、新規施設を建設することは財政的にも難しいため、山中家より寄贈を受けた小浜宿資料館に隣接する山中家住宅の活用を検討します。

に努め、文化財に対する市民の関心や理解が深まるような取組を進めてください。

出土遺物の公開については、令和2年4月に、小浜宿資料館において堂坂遺跡 出土の壷や古銭に関する企画展示を予定しており、収蔵庫や蔵に長期間置かれた ままの状態であった収蔵物についても、積極的な公開に努めるとともに、HP、 広報などを通じて広く情報発信を行います。

また、遺物整理作業に係る埋蔵文化財担当職員については、事業の規模により、必要性に応じて会計年度任用職員の活用を含めて人員体制の整備に努めます。

整理番号	年度	番号
金星番ヶ	0 1	5 9

時 期	令和元年12月16日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	教育委員会事務局 社会教育部 スポーツ振興課
項目	施設修繕について

「市立スポーツセンター屋外幼児プール循環ポンプ修繕(工事番号:S1-2)」は129万6,000円(税込)で特名随意契約を締結しています。特名随意契約の主な理由として、「ポンプの破損に早急に対応しなければ、プールの浴槽内に出した水がかけ流しになり、莫大な水道代がかかること、また、夏季のプールのオープンの時期が目前に迫っており、緊急に修繕を行う必要がある中で、本件相手方業者が修繕に必要なポンプをストックしており、仕様、機能等に精通していたからである。」旨の説明を受けました。

本市では、130万円を超える修繕案件については、契約課で「工事」として発注し、工事請負契約書にて契約締結を行うこととされています。工事契約に基づく施工、監理等は関係規則の適用を受け、監督員・検査員の指定、検査等が必要になるため、建築営繕課と協議し、施工・契約等の依頼を行うことが必要となります。本件契約は特名随意契約の相手方業者から見積書を徴取し、見積書の内容を参考に所管課が設計価格を設定し、契約を締結しています。見積書の内容を確認したところ、修繕費用の大部分を占める新設ポンプの価格が定価から約30%値引きされており、その結果見積額は129万6,000円と担当課契約が可能な範囲に収まっていました。スポーツ振興課に対しては、平成26年度一般会計・特別会計決算審査の際、花屋敷グラウンド整備工事費の執行残額で行ったクラブハウスの内部修繕に関し、同一業者と4つの契約を締結していたことにつき、時間を要する契約課での入札による工事契約を回避するために、130万円を超えないよう意図的に分割発注を行っていたのではないかという疑念を払拭することができない旨の意見をしています。

監査結果 (意見等) の内容

> 本件契約は分割発注が行われたものではありませんが、やはり契約課での工事 契約となる手続を回避する意図があったのではないかとの疑念が残ります。

> 特名随意契約は、当然ながら競争性がなく契約相手方の言い値になりがちです。 特名随意契約を行う際は慎重にその妥当性を検討し、真にやむを得ない場合のみ に行うよう心掛けてください。

> また、事務の省力化のための設計金額の積算であったり特名随意契約ではないかといった疑念を抱かれないためにも、合理的な説明のできる契約内容となるよう取り組んでください。

*

令和2年3月16日 措置通知

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等) 施設修繕につきましては、毎年、利用者の安全面の確保を優先した順位をつけて修繕計画を作っています。今後は緊急性の高い喫緊の修繕工事でも複数社から見積もりを取り、修繕工事出来ない業者には業者からの辞退の見積もりを取るなどして、公正かつ合理的な説明のできる契約を行うように取り組みます。

整理番号	年度	番号
金柱田力	0 1	6 0

時 期	令和元年12月16日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	教育委員会事務局 社会教育部 スポーツ振興課
項目	宝塚市スポーツ推進審議会について
	スポーツ基本法(以下「法」という) 第31条は「都道府県及び市町村に 地

スポーツ基本法(以下「法」という。)第31条は、「都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(中略)を置くことができる。」と規定し、宝塚市スポーツ推進審議会条例(以下「条例」という。)第1条は、法第31条の規定に基づき宝塚市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く旨を定めています。

監査結果 (意見等) の内容 宝塚市スポーツ推進審議会条例施行規則第4条第2項は、審議会の会議の種類について定例会及び臨時会と定め、同条第3項で定例会の開催につき年2回これを招集するものとしています。

今回、平成27年度以降の審議会の開催状況につき確認したところ、平成28年度に1回、令和元年度に2回(10月末現在)開催したものの、平成27年度、平成29年度、平成30年度については開催がありませんでした。開催できなかった理由について、所管課からは「業務多忙のため開催ができなかった。今後は開催月を定めた上で、年2回以上の開催を実施していく。」旨の説明を受けましたが、審議会は法第35条に規定するもののほか条例第2条に定める事項について教育委員会の諮問に応じて調査、審議し、建議する重要な機関であることに鑑み、各年度の事業の実施に合わせ、適切に予定を立て、会議を開催することができるように取り組んでください。

※

令和2年3月16日 措置通知

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等) 宝塚市スポーツ推進審議会につきましては、宝塚市スポーツ推進審議会条例施行規則第4条第3項で定めるとおり、年2回の定例会を、今後は毎年決まった月に開催していきます。また、スポーツ基本法第35条に規定するもののほか宝塚市スポーツ推進審議会条例第2条に定める事項についても、宝塚市スポーツ推進審議会が教育委員会の諮問に応じて調査、審議し、建議する重要な機関であることを鑑み、各年度の事業の実施に合わせ、適切に予定を立てて会議を開催していきます。

 年度
 番号

 整理番号
 01
 61

時 期	令和元年12月16日 報告		
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他		
担当課	教育委員会事務局 社会教育部 スポーツ振興課		
項目	「スポーツクラブ21ひょうご」に係る預金通帳の名義管理について		
	兵庫県では、21世紀に向けて豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通し		
	た地域コミュニティづくりを進めるため、平成12年度から法人県民税超過課税		
	を財源として、県内の小学校区に総合型地域スポーツクラブ 「スポーツクラブ 2 1		
	ひょうご」を設置し、その運営を支援してきました。財政支援に際しては、基金方		
	式が採用され、基金の管理は各市町において設置される市町推進委員会の事務局		
	がクラブに代わって行っています。宝塚市においても推進委員会事務局が設置さ		
	れており、事務局長は社会教育部長、事務局次長は生涯学習室長、課長はスポーツ		
	振興課長がそれぞれ充てられています。基金の管理については、クラブごとに銀行		
監査結果	口座を作成し、事務局長が口座名義人となっています。今回、令和元年9月末現在		
(意見等)	の各クラブごとの口座残高及び名義人について確認したところ、全24クラブの合		
の内容	計残高は、1億1,257万円となっていました。また、口座名義人については、全て事		
	務局長として平成25年3月31日に退職した元社会教育部長のままとなってい		
	ました。所管課からは、「元社会教育部長の退職以来、口座名義人の名義変更手続		
	を怠っていた。元社会教育部長には速やかに連絡をし、銀行への同行を願う等名義		
	変更手続を行い、適正な事務執行を行う。」旨の説明を受けました。総額1億円を超		
	える多額の金銭を預け入れている通帳の名義が、既に退職した元職員の名義のま		
	まとなっているのは、現金管理上大いに問題が残ります。速やかに口座名義を現事		
	務局長の名義にするとともに、今後人事異動等に際しては、適正な預金管理を行っ		
	てください。		

措置結果又 は方針の内

容 (時期・ 内容等)

令和2年3月16日 措置通知

「スポーツクラブ21ひょうご」に係る預金通帳の名義管理につきましては、 令和元年12月末に、現事務局長名義への変更手続きを行いました。その際に、 口座届出印も事務局長個人印でなく、「スポーツクラブ21ひょうご」宝塚事務局 長印を届出印として登録しました。今後、人事異動等の際には、速やかに名義変 更を行い、適正な事務執行を行っていきます。

整理番号	年度	番号
定 生留 5	0 1	6 2

時 期	令和元年12月16日 報告		
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他		
担当課	政策推進課(宝塚市土地開発公社関係)		
項目	宝塚市土地開発公社経営健全化計画について		
	古でけ 公社の経覚健全化を推進するため 宝塚市土地盟発公社経覚健全化計画		

市では、公社の経営健全化を推進するため、宝塚市土地開発公社経営健全化計画 (以下「健全化計画」という。)を策定しています。

現在、取組が進められている第4次健全化計画(計画期間:平成28年度から令和2年度まで)においては、平成27年度末の簿価総額55億1,500万円を平成30年度末時点で25億1,600万円、計画最終年度の令和2年度には6億6,600万円にまで圧縮する計画となっています。平成30年度末時点での実際の簿価総額は26億1,700万円と、計画を約1億円上回っているものの、金額的にはほぼ計画に沿った達成状況となっています。

監査結果 (意見等) の内容

しかしながら、残った公社保有地を見てみると、公社の取得から5年未満の土地の簿価合計は約1億3,500万円、取得から20年以上経過した土地の簿価合計は約24億8,100万円、そのうち公社の取得から30年以上経過した土地の簿価合計は約1億8,400万円となっており、第4次健全化計画どおりの事業化、市への処分は困難な状況が見込まれます。

次年度は第4次健全化計画の最終年度となります。次期計画の策定にあたっては、いたずらに目標年次だけを先延ばしすることなく、実行性のある計画内容となるよう注意が必要です。また、健全化計画では、公社保有地の処分方針や処分予定年度を定めるだけでなく、市から公社への無利子融資や、金融機関からの借入利子に対する補助金交付などについても明示されています。これまで実行性が担保されてこなかった計画を健全化計画という形で公表する必要があるかどうかも含めて、市と公社で協議を行い、公社の着実な経営健全化に努めてください。

%

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等)

令和2年3月16日 措置通知

第4次健全化計画のうち、都市計画道路事業代替用地(千種1丁目)については、令和2年度予算に処分費用を計上し、処分する予定です。また、市道中筋鳥脇線道路用地、(仮称)大堀川公園用地についても、庁内検討を行っており、今後できるだけ早期に予算化し、処分していきたいと考えています。

しかしながら、すべての長期保有土地について、第4次健全化計画の実現は困難と見込まれることから、次期健全化計画を検討する際は、どのように実効性を担保するのかについて、議論していきます。また、健全化計画の公表についても、国が定める健全化計画の策定及び公表要件に該当していないことから、その要否について市と公社で十分協議し、検討したいと考えています。

 整理番号
 年度
 番号

 01
 63

時 期	令和元年12月16日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	文化政策課 (特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会関係)
項目	国際・文化センターの指定管理について
	国際・文化センターの集定管理について 以下の課題がありました 正管課に

国際・文化センターの指定管理について、以下の課題がありました。所管課においては適切に指導を行うよう努めてください。

(1) ギャラリー利用件数の減少について

国際・文化センターの利用状況は下記のとおりとなっていました。

(単位: 件)

							<u> </u>
	会議室1	会議室 2	ギャラリー 1	ギャラリー 2	ギャラリー3	小ホール	合計
H27	472	292	178	202	210	126	1, 480
H28	490	281	173	214	229	171	1, 558
H29	506	282	196	219	236	180	1,619
Н30	511	280	149	191	211	207	1, 549

平成30年度におけるギャラリー利用の減少理由について、指定管理者から「当館は交通の利便性が高いこともあり、特に年配者のグループにご利用いただいているが、グループの高齢化が顕著になり、利用ギャラリーの縮小化や活動休止も見受けられるようになったためである。」旨の説明を受けましたが、このままでは、宝塚市立文化芸術センターにおけるギャラリー貸出し開始の影響による、更なる利用の減少も懸念されます。

所管課においては、若い世代をターゲットとした需要開拓を行っていくよう指導するとともに、相乗効果を生み出せるような両センターの機能分担についても併せて検討するよう努めてください。

監査結果 (意見等) の内容

(2) 自主事業と指定管理事業の人件費按分について

指定管理者は施設を利用し、外国語教室等の自主事業を行っていますが、自主事業の経費として計上された人件費100万円の根拠を確認したところ、「週3日アルバイト人件費相当額である。」旨の説明を受けました。しかしながら自主事業に携わっている職員はこのアルバイトだけではなく、指定管理事業に従事している職員も関っている実態があることから、指定管理事業に計上された人件費1,609万円についても、一定の基準に基づき、指定管理事業分と自主事業分に按分する必要があると考えます。所管課においては、合理的な基準に基づき按分を行うよう指導してください。

(3) 清掃管理業務委託について

指定管理者は、施設に係る清掃業務、窓口受付・案内業務及び施設管理補助業務を外部事業者に委託していますが、長年にわたり同一事業者への特名随意契約となっていました。この理由について、「パソコン操作に精通しており、ギャラリー内での補助業務にも慣れているためである。」旨の説明を受けましたが、「業務に慣れている。」ことは、本来、特名随意契約の理由とはなりえません。地方自治法上、地方自治体が「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされていることからも、指定管理者制度における再委託契約についても当然に経済性が求められています。指定管理料が市の税金から賄われていることを念頭に、所管課においては、現在の契約金額が妥当であるか検証するとともに、経済的合理性を満たす契約を行うよう指導してください。

令和2年3月16日 措置通知

(1) ギャラリー利用件数の減少について

宝塚市立文化芸術センターのオープンによる国際・文化センターのギャラリーの利用減少懸念については、令和3年(2021年)1月末までの期間において、国際・文化センターのギャラリーを利用していた人(団体)との重複はありませんでした。このことから、文化芸術センターに対する一定の新たな需要が生み出されていると考えられます。

国際・文化センターのギャラリー利用件数の増加に向けては、比較的若い世代の利用者や様々な分野の文化活動(個展の発表、伝統芸能、ヨガ、健康体操、講演会など)のための利用など、新たな需要の掘り起こしを目指し、文化芸術センター、公民館、市立 SS・SC などの公共施設に利用案内パンフレットや開催される展示会等の案内を設置するとともに、ミニコミ誌への掲載、インターネットによる情報発信のほか、施設利用のための説明会を開催するなど、積極的に取り組んでいただくよう指導しています。

(2) 自主事業と指定管理事業の人件費按分について

平成30年度決算における指定管理事業にかかる人件費1,609千円については、宝塚市国際交流協会の事業全体の人件費17,830千円から自主事業の人件費1,000千円、役員報酬360千円、外国人市民母国語等支援事業委託料の人件費472千円を既に除いたものであり、自主事業にかかる人件費の根拠は別紙のとおりです。

今後も毎年の事業内容に応じた、明確な人件費の按分に努めるように指導していきます。

(3) 清掃管理業務委託について

清掃管理業務の再委託契約については、同一業者への特名随意契約ではなく 最少の経費で最大の効果が得られるように、見積合わせによる契約に努めるよ う指導しています。

(添付資料)

1 自主事業にかかる人件費根拠

*

措置結果又 は方針の内 容(時期・ 内容等)

(別紙)

自主事業人件費 1,000 千円の根拠について

(1) A 担当	時給 910 円×1 h×16 日×12 か月(192 時間) = 174,720 円
	担当業務:TIFA 会員管理、NL 発送、機関誌の発行
(2) B 担当	時給 910 円×2 h×18 日×12 か月(432 時間) = 393,120 円
	担当業務:語学教室(外国語コミュニケーション教室)
(3) 事務局長	時給 1,100 円×1 h×16 日×12 か月(192 時間)= 211,200 円
	担当業務:協会事務管理、その他自主事業(総会、懇話会)
(4) その他	賞与、社会保険料 約 220,000 円
	$(1)+(2)+(3)+(4)=999040 \ \square$

整理番号	年度	番号
金基金	0 1	6 4

時 期	令和元年12月16日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	観光企画課(宝塚だんじりパレード実行委員会関係)
項目	契約書類について
	委員会に第5回宝塚だんじりパレードにかかる委託関係の契約書類の提出を求
	めたところ、契約書類の所在が不明になっていることが判明しました。これは、宝
	塚だんじりパレード事業補助金交付要綱第9条における「帳簿及び証拠書類」を散
	逸していることになります。同交付要綱第9条第2項では「補助事業者は、前項の
	帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、市長の要
	求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。」
監査結果	とされており、証拠書類の確認ができないことにより、円滑な監査を行うことが困
(意見等)の内容	難となり、監査の適正性が担保されなくなります。
	このことについて委員会に確認したところ、「第6回からは会計担当が一元管理
	をしていく。」旨の説明を受けましたが、所管課においては、散逸してしまってい
	る契約書類について、契約の相手方から契約書の写しをもらうなど、可能なかぎり
	関係書類を保存できるように指導してください。

令和2年3月16日 措置通知

※ 措置結果又 は方針の内 容(時期・ 令和元年12月19日に実施された宝塚だんじりパレード実行委員会会議内に て改めて観光企画課より、第6回契約書類の保存の徹底及び第5回の契約書類の 写しの収集といった監査指摘事項の指導を行いました。

(添付資料)

内容等)